

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（看護師国家試験の試験科目）</p> <p>第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。</p> <p>人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践</p> <p>（准看護師試験の試験科目）</p> <p>第二十三條 准看護師試験は、次の科目について行う。</p> <p>人体の仕組みと働き 栄養 薬理 疾病の成り立ち 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護</p> | <p>（看護師国家試験の試験科目）</p> <p>第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。</p> <p>人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 基礎看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 在宅看護論 看護の統合と実践</p> <p>（准看護師試験の試験科目）</p> <p>第二十三條 准看護師試験は、次の科目について行う。</p> <p>人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護</p> |